

家庭教育学級の講師等謝礼標準単価表

- ①次に示された金額については、1人あたりにお支払できる時間単価の上限額を示したものです。
- ②謝礼額に交通費相当額を追加してお支払いすることはできません。
- ③原則として、市の職員が講師を行う場合には、謝礼を支払うことはできません。
- ④謝礼額には消費税を含みません。必要に応じて教育文化会館・市民館で転嫁します。
- ⑤御不明な点については、教育文化会館・市民館の担当者にお問い合わせください。

肩書	謝礼額/1時間	説明	区分
市民活動等団体 関係者等	1,500円	体験などの事例発表等	A
	2,500円	講師補助等	B
	5,000円 ～10,000円	NPO法人・企業等による講義等 事務局員・会員・一般社員等 ～5,000円 理事等役員・事務局長・企業中間管理者等 ～7,500円 理事長・代表理事・企業最高管理者等 ～10,000円	C
市外公務員・教職員等	4,000円	公務員・教員（県の教職員等） 元教員、他都市専門職員（学芸員・社会教育主事・司書）	D
実技指導者 保育士等専門職	6,000円	生活・技術（料理・工作指導）・レクリエーション指導者等 保育士・看護師・栄養士・介護士等（有資格者）	E
研究者、専門家等	7,500円	主に大学専任講師、民間研究者等	F
	10,000円	大学准教授、研究員等	
	15,000円	大学教授、医師、弁護士、作家等	
	20,000円 ～ 30,000円	その他著名人等	

注）著名人や上記基準にあてはまらない場合、団体等で派遣費用を決めている場合など、基準内での依頼が困難な場合は、その都度、教育文化会館・市民館、生涯学習推進課と協議して、報償費を決定します。（区分：G）